

変更理由書

案件名 : 令和7年度清水港新興津地区岸壁(-15m)床掘工事(その2)

受注者 : 鈴与建設株式会社

本工事は、令和8年3月27日付で鈴与建設株式会社と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

- ICT活用工事に要する費用の計上
(適用条文:特記仕様書(共通編)8-1-40-1、8-1-49-1)
- バージアンローダ船の回航費の変更
(適用条文:特記仕様書8-6)
- グラブ浚渫船の回航費の変更、土運船及び揚錨船の回航費の追加
(適用条文:特記仕様書8-6)
- 排砂管運搬費の追加及び設置延長、設置方法の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条、特記仕様書7-3(5))
- 前回工事に伴う床掘範囲の追加
(適用条文:工事請負契約書第19条)
- 起工測量結果に基づく土量の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 汚濁防止膜の一時撤去・再設置に係る費用の追加
(適用条文:工事請負契約書第27条)
- 設計N値の変更に伴う土質条件及び施工範囲の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 床掘範囲の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 規格外石材の撤去に係る費用の追加
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 遠隔臨場に要する費用の追加
(適用条文:特記仕様書(共通編)8-1-32(3)5))